

景気テコ入れ策（８）

田中 修

はじめに

7-9月期 GDP 成長率発表を受け、李克強総理は10月21日に国务院常务会议を開催し、景気テコ入れ策を決定した。本稿はその概要を紹介する。

（１）企業の研究開発（R&D）支援

研究開発費用を割増償却する政策を整備することは、イノベーション駆動による発展戦略を実施し、方向を定めた構造的減税によって有効な投資を牽引し、「起業・イノベーション」を推進し、産業のグレードアップを促進する重要な措置である。

2016年1月1日から、

①割増償却政策を享受している研究開発活動と費用の範囲を緩和する

割増償却を適用すべきでないとして規定した活動・業種を除き、企業に発生した研究開発支出は全て割増償却の優遇を享受できるものとする。

現行の基礎の上に、外部から招へいた研究開発人員の労務費・試作品の検査費・専門家へのコンサル費用及び協力ないし委託研究開発による発生した費用等は、規定に基づき割増償却に組み入れてよいものとする。

②企業が過去 3 年遡って控除すべきもので未だ控除していない研究開発費用を割増償却することを認める

③審査・認可を簡便化し、割増償却については事後届出による管理を実行する

割増償却可能な研究開発費用については、合算を実行する。

（２）国家自主イノベーションモデル地区への部分的な所得税テストの拡大

積極的財政政策の役割をより大きく発揮させ、大衆による起業・万人によるイノベーションを促進し、経済発展の新たな駆動力を育成するため、国家自主イノベーションモデル地区への部分的な所得税テスト政策を全国に普及させる。

①2015年10月1日から、全国の範囲において、リミテッド・パートナーシップ（LP 有限責任組合）制のベンチャーキャピタル企業がエクイティー方式を採用して未上場の中小ハイテク企業に 2 年以上投資を行った場合には、当該創業投資企業の法人パートナーは、投資額の 70%を納税所得額から控除できるものとする

個人企業が 5 年以上の非独占的な許諾権譲渡により得た技術譲渡所得については、500 万元以内で一部免税し、500 万元を超える部分は企業所得税を半減する優遇を享受できるものとする。

②2016年1月1日から、全国の範囲において、中小ハイテク企業が未分配の利潤・剰余金・

資本剰余金を個人株主に向けて無償増資を行い、またはハイテク企業が科学技術の成果を転換して企業に関係する技術者に与えたストックオプションについては、個人株主・技術者は5年以内に個人所得税を分納することができる。

(3) 戸籍制度改革

戸籍制度改革を実施し、法治方式を用いて居住証管理を整備し、証明書保持者の合法的な権益を保障することは、人を核心として新しいタイプの都市化を推進し、農業の現代化を推進し、社会の公平正義を促進する重要な措置であり、内需拡大に資するものである。

会議は「居住証暫定条例（草案）」を承認したが、これは全国に居住証制度を確立し、都市の基本公共サービス・便益が常住人口を100%カバーすることを推進するものであり、各地方が条件を積極的に創造し、居住証保持者が公共サービスを享受するレベルを徐々に高めることを要求している。草案はまた、居住証保持者が累計点数等の方式を通じて都市に転籍するルートを明確にしている。

(4) 上海自由貿易試験区における金融改革の一層の深化

党中央・国務院の手配に基づき、金融の改革開放を不断に深化させ、上海国際金融センターの建設を上海自由貿易試験区における改革テストと結びつけ、金融業の対内・対外開放を推進し、コピー・普及可能な経験の累積を模索することは、よりハイレベルな開放という実体経済発展からの需要に、金融サービスを適応させることの推進に資するものである。

積極かつ穏当に、テンポを把握し、マクロプルーデンスの原則に基づき、上海自由貿易試験区の範囲内で既に得た経験の基礎の上に、人民元の資本項目の兌換化の程度を徐々に高め、既に実施を経た自由貿易勘定について機能を拡大する。

適格国内個人投資家（QDII2）の国外投資テストを検討・始動させ、国外人民元投資の還流ルートを緩和する。法に基づき、国外エクイティファンド等の設立を支援する。上海・香港株式市場の相互乗り入れ経験を総括した基礎の上に、金融資産取引規則・メカニズムを整備する。

金融監督管理を刷新し、人民元・外貨を一体化した監督管理システムを模索し、部門・業種・市場を跨いだ金融業務への監督管理協調を強化し、システムリスクの事前警告・防止・解消を強化する。

関連オペレーション方案を早急に制定し、金融改革の深化のために経験を提供し、経済の活力・競争力向上を促進しなければならない。

(10月23日記)